

益城町告示第57号

益城町温浴施設利用助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

益城町長 西村 博則

益城町温浴施設利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、益城町町民憩の家の閉鎖に伴い、町民の居場所が喪失することを踏まえ、益城町内の民間温浴施設の利用料金の一部を予算の範囲内において助成することで、新たな居場所づくりを促進し、もって町民の健康増進と社会参加の機会を提供することを目的とする。

(対象施設及び助成対象商品)

第2条 本事業の対象施設は、町内の民間温浴施設のうち、別表の施設を対象とする。

2 助成対象商品は、前項に規定する対象施設において購入した、別表に掲げる商品とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、申請時点において町内に居住並びに住民基本台帳に記載されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、対象外とする。

(1) 町税を滞納している者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団）の者及び暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員）を構成員に含む団体に所属している者並びに次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体に所属している者

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している

団体

エ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(3) 中学生未満の者

(4) その他町長が不相当と認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、3,000円とし、当該年度において1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する対象者(以下「申請者」という。)は、助成対象商品の購入日が属する年度の3月31日までに、益城町温浴施設利用助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 助成対象商品を購入した際の領収書

(2) 本人確認書類の写し

(3) 振込口座がわかるもの

(4) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請については、同項の規定にかかわらず益城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年益城町条例第2号)及び益城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年益城町規則第2号)で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、交付申請の内容を審査し、交付又は却下の決定をするものとする。

2 町長は、助成金交付を行うことを決定した場合は、益城町温浴施設利用助成金交付決定(不交付決定)通知書(別記第2号様式)を、申請者に交付するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

3 町長は、助成金交付を却下とした場合は、益城町温浴施設利用助成金交付決定(不交付決定)通知書に却下の理由を添えて、申請者に交付するものと

する。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、申請者が次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条、第4条関係)

対象施設	助成対象商品
くまもとエミナース株式会社 (阿蘇熊本 空港ホテルエミナース内七福の湯)	温泉入浴回数券
	岩盤浴入浴回数券